

2. 広域化と官民連携

(1) 水道事業の広域化の推進

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和60年代以降は、市町村を超えた広域水道の数でみると大きな進展は見られない。

しかしながら、水道事業の効率性向上を図り、運営基盤強化を実現するためには、施設の新設・更新あるいは統廃合や再配置の検討が必要であり、そのためには事業の広域化が有効な手段の一つとして考えられる。そこで、新水道ビジョンでは、近隣水道事業者との広域化検討を第一段階とし、これまでの広域化の形態にとらわれない多様な連携方策に向けた段階的な広域化を「発展的広域化」と位置付けたところである。

また、関係者の役割分担（第8章）として、地域の中核となる水道事業者においては、その組織力・技術力により、近隣の中小規模水道事業者の連携先として、当該中小規模水道事業者を支援する役割を求めている。これらを踏まえ、これまでの事業形態にとらわれない多様な連携方策の検討をお願いしたい。

なお、平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」において、広域的水道整備計画又は水道整備基本構想を策定や改定する際の留意事項を示している。水道整備基本構想については、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、現実方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を作成要領に追加して、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直し、広域的水道整備計画についても本通知の記3(6)に示す水道整備基本構想の視点を取り入れ検討することが望ましいとしている。現在、新水道ビジョンの内容を反映させる形で「都道府県水道ビジョン作成要領（旧 水道整備基本構想作成要領）」の策定作業を進めており、平成25年度内の公表を予定しているので、今後都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）の策定や改定の際には参考にされたい。

平成22年度には、水道事業の統合を促進するため補助制度「水道広域化促進事業費」を創設した。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、小規模水道事業者の老朽化施設の更新・改修に対する補助と、統合の受け皿となる大規模水道事業者等に対しても、統合のインセンティブとするため、水道施設の整備・更新等に対して補助する制度となっているので、積極的な活用をお願いする。

(2) 最適な運営形態の選択と我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

(背景等)

わが国の多くの水道事業者等は、人口の減少等に伴う給水収益の減少や経験豊富な職員の大量退職という課題に直面しつつある。水道施設の老朽化が今後ますます進む中で、水道サービスの低下を招くことのないよう、アセットマネジメントの実施により、水道事業の運営基盤を強化し、将来にわたり

技術力を確保するとともに、適切な負担のもとで計画的に更新事業を進めていかなければならない。水道事業経営を健全に継続させていくためには、各事業がその状況に応じて柔軟な事業形態をとることができるようにし、財政基盤や技術基盤の強化を図っていくことが必要である。

水道事業を含む公共サービスを提供する事業については、これまでも行財政改革等の一環として規制緩和、民間的経営手法の活用が求められてきているところであり、PFI法、地方独立行政法人法、地方自治法に基づく公の施設の指定管理者制度、公共サービス改革推進法など、そのための各種制度も整備されてきている。

また、水道法においても、水道事業者等の運営基盤の強化を図る一環として、平成13年の法律改正により第三者委託制度が導入されたところである。

(水道事業における第三者委託の導入)

第三者委託は、浄水場の運転管理業務などの水道の管理に関する技術上の業務について、技術的に信頼できる第三者（他の水道事業者等又は民間事業者）に委託することができる制度であるが、従前からの私法上の業務委託（手足委託）とは異なり、水道法上の責任も含めて委託できるものである。なお、平成24年4月1日現在における第三者委託の実施件数は、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で36件、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で109件となっている。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の導入を検討するに当たって参考となるべき検討手法について、平成19年11月に「第三者委託実施の手引き」としてとりまとめ、水道事業者等に通知した。手引きでは、今後導入検討が増えると考えられる中小規模の水道事業者における浄水場施設の運転業務委託業務を想定しながら、第三者委託の導入検討の考え方等について整理を行っており、第三者委託業務の事前検討着手から事業実施に至るまでに必要と考えられる作業について、各々の検討段階における実施作業の細目を詳述している。

また、平成23年10月3日付けで一部施行した「水道法施行規則の一部改正」にて、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体(JV)も第三者委託の受託が可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリング（業務監視）の強化や発注時の性能発注方式、JVによる受託等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）平成23年3月」を策定した。

(水道事業におけるPFIの導入)

公共施設等の整備、維持管理及び運営における民間活力の導入に関しては、平成11年に成立した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して実施する制度が導入されている。将来とも事業性が安定しており、民間の創意工夫が発揮できる余地の大きい事業においては、当該事業の実施形態としてPFIは有効な選択肢のひとつである。PFI法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、長期間にわたり選定された民間事業者

10/25 11:34

委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、事業実施に当たっては技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を行う必要がある。なお、水道事業におけるPFIの実施件数（契約締結件数）は、11件（平成25年4月1日現在）となっている。

厚生労働省では、水道事業におけるPFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」をとりまとめ、平成19年11月8日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、PFIのプロセスのうち「事業の発案」段階において、対象となる公共施設等の整備等の事業にPFIを導入するかどうかを検討するために必要と考えられる「PFI導入可能性の簡易判定」及び「PFI導入可能性調査」の検討の進め方を示している。

平成23年6月1日にPFI法改正法が公布されたことにより、賃貸住宅や船舶・航空機等がPFIの対象施設に追加されるとともに、民間事業者の参入意欲を促進するため、民間事業者が行政に対してPFI事業（実施方針案）を提案できる制度を導入したことや、民間事業者が施設の運営権（公共施設等運営権）を取得し、サービス内容等を設定できる制度が創設されるなど、PFI制度が大きく改正されている。

内閣府においては、平成23年6月に公布されたPFI法改正法の内容を反映させる形で、平成25年6月に各ガイドラインが改定されるとともに、新たに「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン」が策定された。

（水道事業における最適な事業運営形態の選択と各種手引きの活用）

水道事業者等において抱えている課題を解決し、運営基盤を強化していくための各種取組の推進が必要であり、各々の水道事業者等において、地域の実情を踏まえつつ、また需要者への説明を十分に行って理解を求めながら、最適な連携形態を選択していくことが望まれる。

新水道ビジョンにおいても、重点的な実現方策として「多様なPPP(Public Private Partnership)の活用」を掲げており、「水道事業者は、事業経営方針を明確にした上で、官民の責任を利用者に分かりやすい形で提示し、場合によってはPFI、DBO、第三者委託制度等を活用して事業運営を行うことが考えられる」としている。

これまで述べたとおり、水道事業者等は、様々な官官連携、官民連携の形態を採用できるようになり、それらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。他方、水道事業におけるこれらの連携形態の考え方や検討手法は、これまで整理されたものがなく、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっており、連携形態について検討しようとしている水道事業者等にとっては、当該検討の阻害要因となっていることが懸念されていた。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業者等における連携形態の検討に資することを目的として、「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」をとりまとめ、平成20年6月30日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、水道事業の運営基盤の強化を図るための具体的な

対応方策及び当該方策を実施するために適した連携形態の比較検討を行うための検討手順を例示している。

また、水道事業者等が民間企業を活用する際にモニタリング（業務監視）の一環として行う業務評価手法に関する検討に資することを目的として、「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査」報告書を平成22年3月に公表した。本報告書では、既に民間企業を活用している水道事業者等にアンケート等を通じて、モニタリングの現状を整理した。これらを受け、平成23年3月には「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を策定した。

現在、PFI法改正法や内閣府策定のガイドライン等の内容を踏まえながら、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に関する記述を追加する形で「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」の改定作業を進めており、前述の各手引きと集約整理したうえで、「水道事業における官民連携に関する手引き（仮）」を平成25年度内に策定する予定である。

各水道事業者等においては、これらの各種手引き等を活用しつつ、運営基盤の強化を図るための最適な形態の選択に関する検討、取組をお願いしたい。

なお、水道事業者においてPFI事業を導入される場合は、厚生労働省への情報提供をお願いする。

（水道分野における官民連携推進協議会）

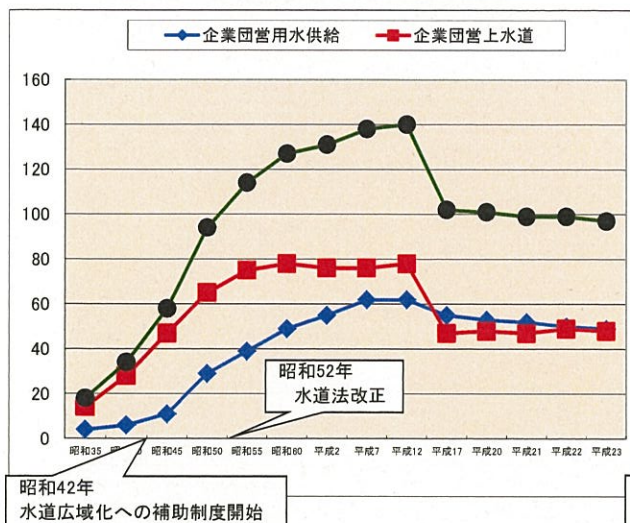
水道を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠であることから、平成22年度より水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地で開催し、毎回多数の関係者に参加いただいている。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加者から協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。また、参加者の3/4以上の方が「協議会は具体的なプロジェクトへの官民連携に繋がると思う」と回答され、8割以上の方が「今後も協議会に参加したい」という意見であった（平成24年度に開催した5会場でのアンケート結果による）。本協議会は、平成24年度までに11回開催しており、平成25年度は札幌市（7月24日）、東京都（9月27日）で開催し、今後も大津市（11月15日）及び高松市（2月13日）での開催を予定している。

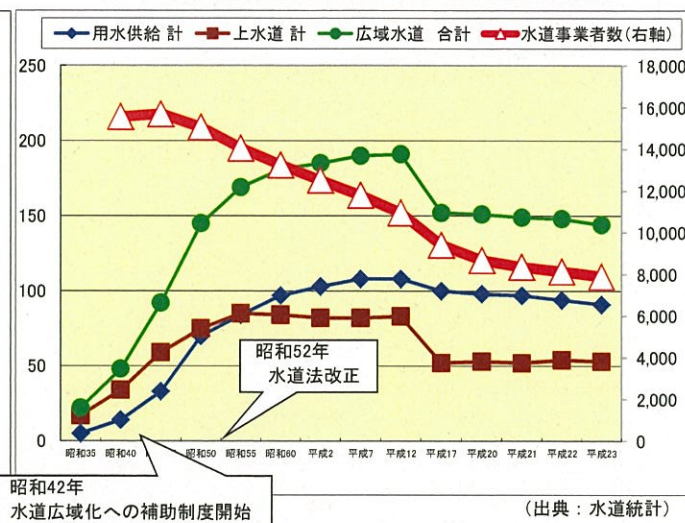
水道事業者等には、是非、積極的に協議会に参加いただき、情報交換を通じて、運営基盤の強化等に活用されたい。

広域水道の事業数の推移

企業団営水道事業者数



広域水道事業者数と水道事業者数



- 平成に入り、広域水道の事業数は、ほぼ横這いで推移していたが、近年、市町村合併等の影響で、企業団営の事業が市町村営に変更になった事例もあることから、広域水道事業者数としては、減少傾向を示す。
- また、簡易水道の統合により、水道事業者数も減少傾向を示す。

発展的広域化の推進

発展的広域化の検討イメージ

◎地域の特性を考慮し、施設の共同整備や人材育成、経営等の幅広い視点から、水道事業の持続が確保できる規模を想定し、多様な連携形態を設定する。

水道事業者

水道用水
供給事業者

都道府県
(水道行政)

(1)
近隣水道事業者との
広域化の検討を
開始
(検討の場を持つ)

(2)
広域化の取り組み
推進
(枠組みや連携範
囲を検討する)

(3)
発展的な広域化によ
る連携推進
(具体的な連携方策
の調整を進める)

■都道府県による
広域化検討の
ための協議会の
設立

■構成した広域
ブロックによる
最適な連携形態
の検討

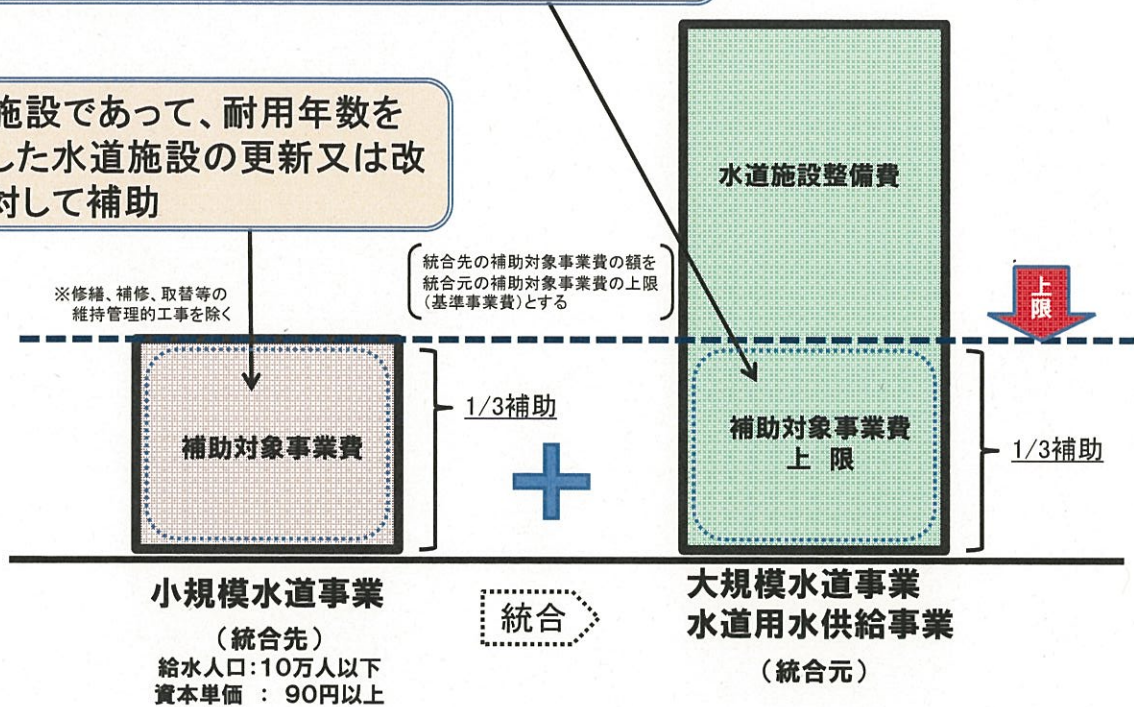
枠組みの調整

水道事業者間の
連携形態支援

水道広域化促進事業の補助対象事業費の考え方

統合のインセンティブとするため、統合元が行う水道施設の整備(更新等)に対しても補助

既存施設であって、耐用年数を超過した水道施設の更新又は改修に対して補助

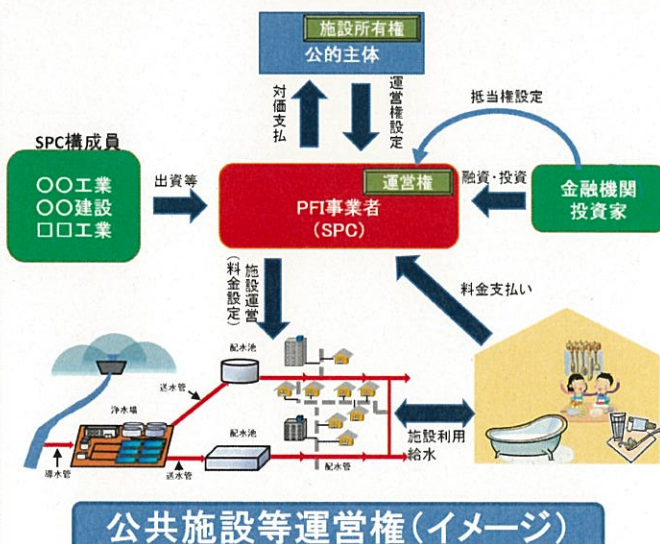
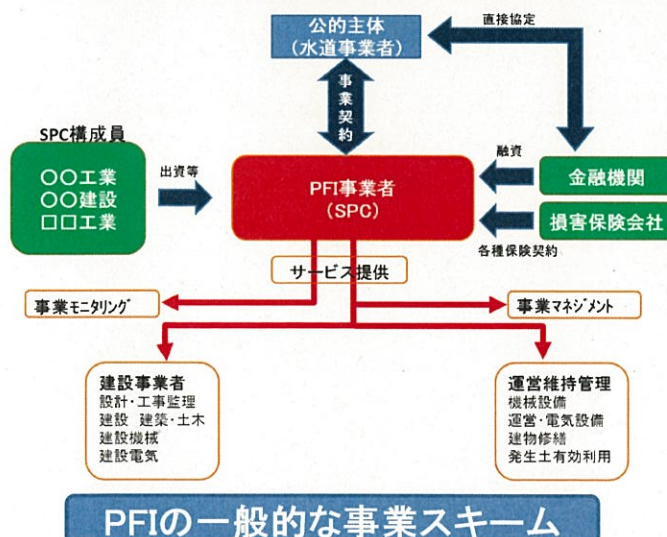


運営形態の多様化

【民間の活力を活用できる新たな経営手法に関する制度等】

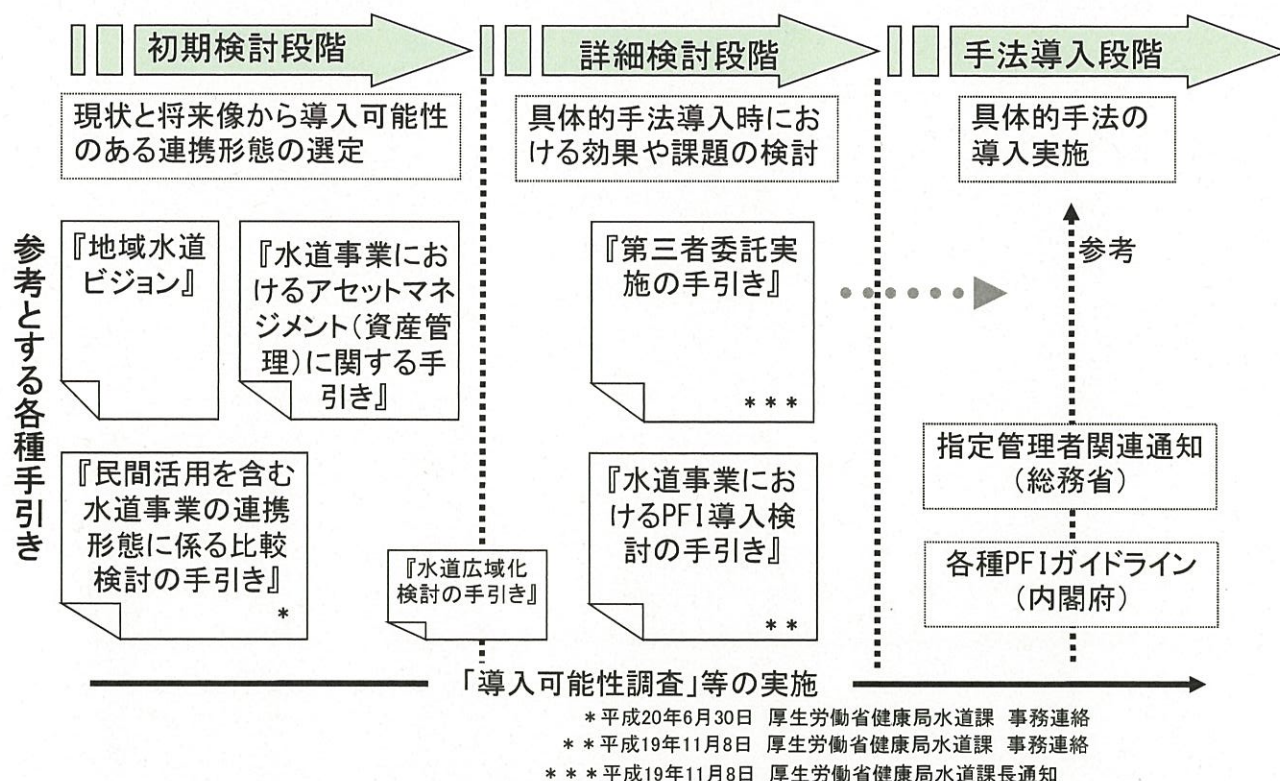
平成11年	P F I 法の施行
平成14年	水道法の改正による第三者委託制度の施行
平成15年	地方自治法の改正による公の施設の指定管理者制度の創設
平成16年	地方独立行政法人法の施行
平成18年	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の施行
平成23年	P F I 法改正法の施行 など

PFI法改正法の概要



平成23年6月にPFI法改正法が公布され、PFIの対象施設が追加されるとともに、民間事業者の参入意欲を促進するため、民間事業者が行政に対してPFI事業を提案できる制度の導入や、民間事業者が施設の運営権を取得し、サービス内容等を設定できる制度の創設など、PFI制度が大きく改正された。

多様な運営形態の選択に資する各種手引きの策定



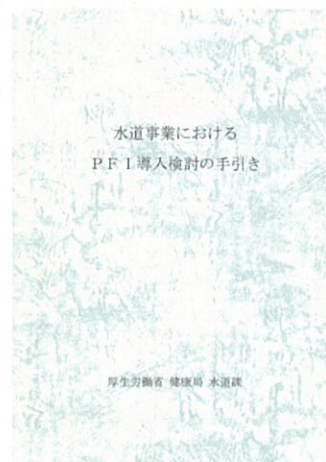
「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」の改定について

○内閣府によるガイドライン策定・改正(平成25年6月)

- ・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
- ・PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- ・契約に関するガイドライン

○厚生労働省では、平成25年度内に官民連携関連の手引きを集約するとともに、コンセッション方式に関する記述の追加を予定。

- ・水道事業におけるPFI導入検討の手引き(H19.11)
- ・民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き(H20.6)
- ・第三者委託実施の手引き(H23.3改訂)



各種報告書・手引き等の活用

厚生労働省ホームページ 分野別の政策「健康」⇒政策情報「水道対策」
⇒関連情報「報告書・手引き等」

このページは水道関係の報告書・手引き等についてご覧になることができます。

● 審議会関係資料

- 平成24年度水道水における有害物質の健康影響等情報集約体制構築業務(平成25年3月)
- 平成24年度水道水の有効利用と水道事業の適正化に関する検討業務 報告書 (New)
- 平成24年度給水装置に関する調査業務報告書(平成25年3月) [3,526KB]
- 平成24年度給水装置等に関する海外動向調査業務報告書(平成25年3月) [1,732KB]
- 小規模集落における給水手法に関する調査報告書(平成25年2月)
- 東日本大震災水道施設被害状況調査報告書(平成23年度災害査定資料整理版) 平成24年9月
- 平成23年度給水装置に関する調査業務報告書(平成24年3月) [1,063KB]
- 平成23年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文獻調査業務報告書(平成24年3月) [806KB]
- 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成23年12月)
- 第三者委託実施の手引き(平成23年3月改訂)
- 事業統合検討の手引き-水道版(フランススコアカード(事業統合)の活用(平成23年2月))
- 平成21年度未利用加算等の水道における存在実態調査委託報告書(平成22年3月)

「水道分野における官民連携推進協議会」の実施

- 水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠。
- 平成22年度から、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で実施。

※本年度の開催状況

- ▶ 第1回 札幌市：平成25年 7月24日
- ▶ 第2回 東京都：平成25年 9月27日
- ▶ 第3回 大津市：平成25年11月15日（予定）
- ▶ 第4回 高松市：平成26年 2月13日（予定）

